

兵庫県稲美町農業委員会
令和6年3月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和6年3月25日（月）13時30分～14時25分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事
報告第22号「農地法第18条第6項の規定による届出について」
⇒承認（1件）
報告第23号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
（専決処理）」⇒承認（3件）
議案第53号「非農地証明交付申請書の承認について」⇒承認（1件）
議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒許可（4件）
議案第55号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ
いて」⇒許可相当（1件）
議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
議案第57号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見につ
いて」⇒同意
- 4 出席委員（14名）
1 番・藤本勝彦 2 番・坂本英正 3 番・松尾和孝 4 番・山口 透
5 番・梅本成子 6 番・上田尚秋 7 番・船岡重夫 8 番・坂元三郎
9 番・井澤 守 10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代
13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局
農業委員会事務局：局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人
13番・福田 修 委員 14番・高松幹博 委員
- 8 議 事
事務局： ただいまから令和6年3月定例会を開会いたします。
開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し

上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願いします。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、13番福田修委員、14番高松幹博委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願いします。

今月の議案は、既に配付しておりますとおり、報告第22号、第23号及び議案第53号から第57号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第22号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町蛸草字下條

地 目：田

面 積：333㎡

賃貸人：地元土地所有者

賃借人：地元兼業農業者

設定された権利：利用集積賃貸借権

解約理由：賃借人に売却するため

解約届出日：令和6年3月8日

解約成立日：令和 6 年 3 月 8 日

土地引渡時期：令和 6 年 3 月 8 日

議 長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議 長： 特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議 長： それでは、報告第23号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は 3 件です。

「番号 1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号 1」

所 在：稲美町国安字アレ垣内 (国安集落内)

地 目：田

面 積：191 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住の所有者

譲受人：不動産業者

転用目的：住宅用地

土地利用計画： 西側 L 字に擁壁設置。盛土し玉砂利仕上げ。住宅一棟建築する。雨水は道路内新設の雨水会所へ、汚水は公共下水に接続。

専決処理：令和 6 年 3 月 12 日

議 長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議 長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として令和 6 年 3 月 12 日付けで受理通知書を交付しておりますので、ご了承願います。
次に「番号 2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号 2」

所 在：稲美町国岡 3 丁目 (区画整理事業区域内)

地 目：田 (現況：畑)

面 積：326㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：不動産業者

転用目的：分譲住宅用地（2区画）

土地利用計画：造成して区画する。北側・東側は既設擁壁、西側は積みブロックあり。雨水は南側道路側溝へ、汚水は公共下水に接続。

専決処理：令和6年3月12日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
（意見、質問なし）

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、分譲住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として令和6年3月12日付けで受理通知書を交付しておりますので、ご了承願います。

次に「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町国安字中	田（現況畑）	369㎡
	畑（現況畑）	394㎡
（国安集落内）	2筆合計	763㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：不動産業者

転用目的：露天資材置場

土地利用計画：東側は既設ブロック塀あり。南側は高さ60cmコンクリートブロック積み、南東角と西側、北側の半分まで擁壁新設し、造成する。中央に5m幅の通路を設け、雨水はU型トラフで北側の道路側溝へ流す。

専決処理：令和6年3月12日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
（意見、質問なし）

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、露天資材置場への転用で、稲美町農業委員会として令和6年3月12日付けで受理通知書を交付しておりますので、ご了承願います。

す。

議長： それでは、議案第53号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町蛸草字下條 （蛸草下条集落内）

地 目： 田（現況 宅地）

面 積： 297㎡

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

昭和47年頃自宅を新築した際、敷地に取り込んで庭に転用しブロック塀を設置した。昭和49年頃に農業用倉庫を建築、現在に至る。平成11年4月21日撮影の空中写真添付。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は衣笠委員です。長年にわたり現況のままであり、農業用水・排水や周辺農地、道路への影響はないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和6年3月19日13時30分～15時30分までの間、5番梅本成子農地担当副会長補佐、7番船岡重夫委員、14番高松幹博委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

5番・梅本委員： 申請地は、塀や基礎コンクリートで農地と区分されており、現況図面のとおり自宅庭と農業用倉庫敷地になっています。周囲の農地との間に水路もあります。周辺の農地や用排水、道路等への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。

議長： それでは、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は4件です。
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町岡字出新田 （出新田集落内）

地 目： 田

面 積： 4 2 3 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 親類の地元農業者

農機具： トラクター・田植機・軽トラック

栽培作物： 水稻、野菜

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は田口委員です。譲受人は耕作の見込みがあり、許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

5番・梅本委員： 申請地は鋤いてあり、玉ねぎ、じゃがいも、豆などが植えられていて農地として問題ありません。譲受人は他にも農地があり、農機具もお持ちですので、これからも耕作されると思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町蛸草字上條 （蛸草上条集落内）

地 目： 田

面積：1,070 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：町外所有者2名の共有

譲受人：農業者と同居する家族

農機具：家族所有のトラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・粃摺り機・ドローン

栽培作物：水稻、野菜

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は衣笠委員です。譲受人は家族とともに農業に従事することが見込まれます。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

7番・船岡委員： 申請地は少し雑草が生えていましたが、排水もよく、野菜作りに良いほ場です。家族や近隣に野菜作りに長けた方がおられるので、農地の管理はしていかれと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所在：稲美町加古字北新田北 (北新田集落内)

地目：田

面積：387 m²

動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町外在住者

農機具：管理機・草刈機・噴霧機

栽培作物：野菜

議 長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本岡委員です。譲受人は1年前から申請地で、地域の人にも教えてもらいながら、熱心に野菜を栽培していますとの報告をいただいています。

議 長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

7番・船岡委員： 申請地は、道路より低い農地ですが、東と南に水路があり、水はけはいいと思います。現地調査のときにちょうど本人が来て作業をしておられました。少しずつですがいろいろと良い野菜が植わっていました。近所の応援もあり、管理は可能だと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町蛸草字下條	田	2, 6 5 0 m ²
	田	3 3 3 m ²
	田	8 1 m ²
	畑	3 9 6 m ²
	田	2, 6 8 2 m ²
	田	3, 2 9 5 m ²
	田	6 9 1 m ²
	田	1, 3 2 1 m ²
	畑	1 4 m ²
	田	3, 4 6 7 m ²
(蛸草下条集落内)	1 0 筆合計	1 4, 9 3 0 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元兼業農業者

農機具：トラクター・田植機・コンバイン

栽培作物：水稻

議 長： 「番号4」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は衣笠委員です。譲受人は地域の農地を広く借受けて耕作しており、許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 「番号4」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

14番・高松委員： 申請地のうち畑以外のところは麦が植えられていました。譲受人は所有する農地や借受けた農地で大々的に農業をされているので、耕作について問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり許可することに決定します。

議 長： それでは、議案第55号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町森安字屋敷 （森安集落内）

地 目：畑

面 積：100㎡

移動する権利：使用貸借権

貸付人：地元所有者

借受人：地元農業者

転用目的：営農組合農業倉庫用地

土地利用計画： 地均し砕石敷均しする。地目原野の隣接地と一体利用し、軽量鉄骨造農業用倉庫1棟建築。北側、西側は道路。南側は原野で建築敷地境界には既設U字溝あり。雨樋の水は倉庫用地の南西角から既設U字溝先の会所に放流。

都市計画法施行規則第60条の開発許可不要証明申請書受付済み。

議 長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は米澤委員です。申請地は北側と西側が道路、南側、東側は原野、果樹園で、隣接する農地はありません。転用による農業用排水や道路等への影響は特にないと報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

14番・高松委員： 申請地は畑をした形跡はなく、原野に囲まれています。農業用倉庫の敷地としては雨水排水もあり、転用による影響はないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議 長： それでは、議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

この議案では、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に 番 委員が抵触しますので、 委員の退席を求めます。

（ 委員 退席）

議 長： それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： この議案は、農業経営基盤強化促進法附則第5条に規定される同法改正の経過措置に基づき、稲美町長から農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 6 3 件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 1 4 2 件

申請筆数： 3 1 3 筆

申請面積： 4 5 4, 0 5 6 m²

「各筆明細」（相対契約）

利用権を設定する申請者（借受者）： 6 2 件

利用権を設定する申請者（貸付者）：138件

申請筆数：309筆

申請面積：447, 033 m²

「各筆明細」（農地中間管理機構が借受け転貸を同時に行うもの）

利用権を設定する申請者（借受者）：1件

利用権を設定する申請者（貸付者）：4件

申請筆数：4筆

申請面積：7, 023 m²

事務局：説明は以上です。

議長：最適化推進委員からの報告や意見はありましたか。

事務局：最適化推進委員から、報告や意見はありません。

議長：説明・報告は終わりました。委員方でご意見、ご質問はございますか。

（意見、質問なし）

議長：委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長：全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

退席中の委員は自席にお戻りください。

（委員、自席に戻る）

議長：それでは、議案第57号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局：この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法第18条第3項の規定により、稲美町長から農業委員会の意見を求められているものです。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）：1件

利用権を設定する申請者（貸付者）：1件

申請筆数：3筆

申請面積：7, 468 m²

「各筆明細」（農地中間管理機構が作成する農用地利用集積等促進計画案）

移転…転貸先の変更（錯誤、営農組合→所有者）

事務局：説明は以上です。

議 長： 説明は終わりました。委員方でご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議 長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。
農用地利用集積等促進計画案に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、農用地利用集積等促進計画案について「原案ど
おり異議なし」といたします。

議 長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和6年3月定例会を閉会いた
します。

上記のとおり会議録を調整する。

令和6年3月25日

議長 坂 本 英 正

委員 福 田 修

委員 高 松 幹 博